

特 244
343

日暮硯



* 0030466000 *

0030466-000

特 244 - 343

日暮硯

素行会

昭和 10

AEA

特 244

343

日
善
祝

3

4

特244
343

日ひ

暮ぐらし

硯すゝり

全

目次

日暮硯……………(一)

「日暮硯」の解……………(四)

(以上)

日暮硯

この「日暮硯」は、眞田藩士、恩田木工(名を民親と呼ぶ)と云へる達人が、嘘を言はぬの一事を以て、立派に眞田藩の財政を建て直した始末を記したものである。

古人言ふ有り、曰く「一代の君必ず一代の臣下有り」と、誠なる哉、此の言。爰に信州川中島の城主眞田公、幼童の頃より當今に至る迄の御政務を傳へ承るに、實に近代の賢君、當時の名將なり。ある時、御側衆、御慰みに御飼鳥遊ばされ然るべき旨お勧め申上候へば、公の仰せに「飼鳥は宜しきものか」とあり、「お慰みにも相成り、第一お目覺めの爲に宜しく御座候」由申上候へば、公、「元來よろしきものにて慰めにもなるならば飼て見るべし、萬事は其方へ申付くべく候間宜しく取計らひ申すべし」と仰せられ候彼の者、「畏り奉り候」と御請け申上げ退出す。

公、即刻作事奉行を召され、鳥籠入用につき、高さ七尺餘り、長さ九尺餘り、幅六

尺餘り、溜塗にして金具を打ち、随分立派に急ぎ拵へ候へと被仰付候。程なく出来上り、御居間の椽側へ据置く、乃ち彼の飼鳥をお勧め申上候者召出されて、鳥籠出来致し候間見よと仰せられ候ゆへ、見候て「結構に出来仕候」と申上ぐれば、「其方氣に入り候や」との御尋ね、「成る程鳥籠には是より上はこれ有るまじく存じ奉り候、假令江戸表にて上様が御飼鳥遊ばされ候とも、是より外に致方も無御座候」と申候へば、「其方にさへ氣に入り候へば満足」と仰せらる。「然らば急に鳥の才覺仕るべく哉」と申上候へば、「イヤ鳥の才覺は急ぐ事なし、追て申付くべし先づ献立を一通、其方が思ひ入次第に仕立候へ」と仰付られ候、「其儀は唯今まで拵へ見候覺えも御座なく候、其だ不調法に御座候、御免下され候様に」と申上候へば、「如何様にも仕立かへ、其方が心にてよしとさへ思へばよく候間、先づ拵へて見候様に」と重ねて仰せ付られ候。よんどころなく、「畏り奉り候」とお請け申上げ、即ち御料理人など、相談の上仕立候て献立相認め、御前へ差出し候處、御覽の上、「宜しく出来候、其方が心にも是にてよしと存じ候や」との御尋ね、「不調法にて此外には致方も存じ奉らず」と申上候へば、「其

方が心にさへ叶ひ候へば我も満足」との仰せにて、即ち、御料理人へ、此の通りの料理二人前、明日晝飯に拵へ候様にと仰せ付らる。

翌日、御献立の御料理出来候由、御膳方より申上候へば、即刻彼の者を召出され、「あの鳥籠の戸を明け、内へ入り様子を見よ」との仰せなり。即ち内へ入り候へば、「ナント能き格好か」と仰せゆへ、「宜しく御座候」と申上候へば、「其内にて煙草を吸ふて見よ」と仰せらる。御側衆、煙草盆を籠の内へ入れ候へば「たばこを吸ひながら、ヤハリ其内にて咄せよ」との仰せゆへ、煙草を吸ひ居しに、「先き程の料理二人前膳を出せよ」との仰せにて、一膳は公の御前にするゑ、一膳は鳥籠の内へ入れさせ、「喰ふて見よ、其方が好みの料理なれば、嘸うまからん、我も相伴すべし」と仰せらる。「此内にて給べ候儀は御免下され候様願ひ上げ奉り候」と申せば、「何も慰めなり、其内にて喰ふて見よ」との達ての仰せゆへ、是非なく籠の内にて給べ候へば、「何なりとも氣に入りたるものを替へて澤山に給べよ」とお強ひなされ、御菓子、濃茶、薄茶等までお振舞ひ成され候、御食事相済み、四方山のお噺なされ候て、二た時餘りも籠の

内に居候へども、「出よ」との仰せなかりしかば、最早お出し被下候様に相願候ひしに、「出すこと相成らず候間、一生其内に居て何なりとも望みの物を喰ふべし、いか様のものにも望み次第に取寄せ喰ふべし、遠慮なく食事を好み申すべきなり、大小用の節は出し遣はすべく候間、左様に申すべし」と仰せられしかば、彼の者、殊の外難儀がり、様々訴訟仕候へば「何をすることも奉公なり、其内に居て望みのものを喰ひ、我が慰めになるも奉公なり、訴訟するに及ばぬなり」と仰せられしかば、彼の者涙を流し、御側衆を頼み、幾重にもあやまり入り奉り候間、御前宜しく頼み入り候と申しければ、御側衆も、彼是御訴訟申上げ候。

公。「其方、左様に苦しく存候や」とお尋ねあり、「殊の外苦しく御座候」と申上候へば、「然らば出でよ、其方を苦しめて我れ慰みにする所存はなし、是へ參れ、申し聞かすることあり、次の者も、皆是へ出で聞くべし、扱て其方もよく了簡して見よ、其方屋敷にて、平生住居する所、随分廣く、十疊敷、或は八疊敷、六疊敷なるべし、其の六疊敷の居間より見れば、籠の内は少しは狭けれど、三疊敷あれば狭しともいは

れまじ、其の上、外に仕事さするにあらず、大小便の節は外へ出し、山海の珍味は望み次第に喰はすなり、何にても難儀なることはこれなき筈なるに、出すことならぬといへば苦しがりて、涙を流し、訴訟するにあらずや、況んや鳥類は、天地の間を住家とし、虚空を自由に翔け廻り、心のままに食物を求むる者なり、それを小さき籠の内へ入れ、此方にて種々に心を盡し、物をくれても相應するや否や知れず、定めて知るども、彼等の苦患は其方が難儀に思ふよりも、何百倍増して苦しきとも計り難し、イカニ鳥類なればとて、彼を苦しめて我が慰みになるべきや、よくよく合點すべし。去り乍ら、斯く言聞けては、其の方も面眉を闕きて、残念千萬と思ふべけれども、然らず、其の譯は、其方忠義なる者にて、平生よく奉公し、何にも悪しきことなけれども不圖心得違ひにて、我に飼鳥をすゝめたる者なり。世問の上下、ともに惣じて飼鳥することなれば、悪しきこと、氣の付かざるは尤もなることなり、然らば最初に此の趣を申し聞かすれば、其方は合點すべきことなれども、夫にては汝が忠義も顯はれず、第一我が嗜みの爲にならず、人の心は替るものにて、今日斯くの如くなれども、明日

はしれぬものなり。若しまた重ねて勸むる者あらんには、我もまた飼鳥する心になるまじきものにもあらず、然し、かく其方を籠の内へ入れ、物を喰はせ、はぢしめての上は、再び飼鳥をすゝむる者、一人も有るまじ、我も亦飼鳥仕たき心になりても、其方へ對し飼ふ事ならず、其の外萬事に氣を付け、嗜まざればならぬこと故、我身の愼みには、諫言しくれしよりも、却て百千倍の忠義、莫大の奉公なり。其の上一人の心は千萬人の心なれば、我れ一人飼鳥を好むならば、少分なれども、我が領分十萬石のもの、残らず飼鳥を好むべし。然らばこれ、如何ほどの惡事とも計り難し。今其方が籠の内にて物を喰ひし奉公にて、家中の者は申すに及ばず、領分の内も、飼鳥せし者も皆止べし、然らば是れ夥しき善事なるべし、又惡事としらすして此上我に勤るもの一人もあるまじく、却つて我に惡事あらば、諫言するもの多かるべし、然らば其方一人の奉公にて、大勢の人に善事をすゝむる師範となりたれば、殊の外なる善根をなしたるなり。面眉を闕いて殘念なる事なり杯と思ふことなかれ。唯今までの通り相替らす奉公せよ、心外の事、微塵もなし、我れには忠義、諸人には善事を勸むる指南役、

此の上もなく大切なるものにて、當家繁昌の基を開く、是皆其方一人の働きなり。依之褒美として、目錄を出すぞ」とて、金拾兩、拜領仰せ付られ、其の身の面眉を御すゝぎの上、目錄まで下し置かれ、有がたき御政務、大慈悲の御仁徳、申すも中々愚かなり。

此は公御歳十五の時の御事なりとかや、誠に生智安行の聖君にて、前代未聞の名將なり、されば後に、恩田木工を選出し給ひし明察も、眞にことわりとこそ覺ゆれ。

一、信州川中島、眞田家の御知行所川中島は、水損の場にて、年年の御損耗多ければ自らお勝手も御不如意にて、御取續き成されがたき由にて、去る寛保年中、公儀へ願ひにて、一萬兩の拜借を許されし程の御事なれば、次第にお勝手御むつかしく當御城主の御代に成り候。寶曆五年の初め頃、江戸御在府の砌り、御親類中御參會の節、公の仰せられ候には、「何れも御存知の通り、手前儀、勝手不如意に付き、先年公儀より、一萬兩の拜借被仰付候へども、中々夫れにて取續き相成り申さず候、併し乍ら、在所に恩田木工と申す者これあり、老職の末席にて、年若には御座候へ

ども、領分の政道申し付け候て、勝手も取直し申すべき様に存候故、役儀申付け度存候へども、私儀年若、彼も年若ゆえ、申し付け候とも、老分の者、決して得心仕るまじく候。依つて近頃御無心ながら、各々方御對座にて、恩田木工へ勝手取直しの儀、御仰付け下され候様仕度、此儀偏に願ひ奉る」と仰せられ候へば、何れも方の御挨拶に、「勝手不如意の儀は、皆同様ながら、別して豆州公には、御先代の時より、公儀へも知れたる事にて、拜借迄も仰せ付けられ候程の儀故、御難儀察し入り申候、然るに御國元に、御勝手向き取直すべき者御座候て、既に御目鏡に留り候段何より以て重疊の御事に候、手前共より申し付け候事は、容易き事に候間、其の木工とやらを早速お呼び寄せ成さるべし」との御返事に、「千萬忝なく候」と御挨拶成され、夫より早飛脚を以て、御國元へ、御用之儀これあり候間、老職の者、並びに諸役人は、月番會の者一人づゝ居残り、其外の者は、皆々打連れ、恩田木工を同道にて、急に出府致すべき旨仰せ遣はされ候へば、何事か出来候哉と、いづれも取るものもとり合へず出府仕り候、即ち、また御親類中御招請の上、諸役人残らず召し

出され、御親類様方御對座にて、御老分の御方様より仰せ出され候は、「此の度恩田木工並びに諸役人呼び寄せ候事は、餘の儀に非ず、豆州御勝手御不如意に付、手前共相談の上、恩田木工に勘略申し付け候間、辭退なく國元の政道、心一杯に取り計らひ申さるべく候、依て老職を始め、諸役人共、萬事木工が指圖を請け、役儀相勤めくれ申すべく候、是れは豆州殿の思召に出で、何れも相談の上、かく申し付け候間、左様相心得候様に」と仰せ渡され候。皆々内心には其の意を得ざる事とは存じながら、畏り奉り候とお請け申し上げ候。時に木工、進み出で、頭を席に付け申上げ候には、「御親類様方、御相談の上にて、私儀へ大役仰せ付けられ候儀、千萬難有仕合に存じ奉り候、それにつき、御直に御訴訟申上候事、近頃恐れ多き儀には御座候へ共、又々の御寄合ひ、何時とも計り難く存候に付、憚りを顧みず、御直に御訴訟申し上げ候、私躰の者、右の役儀相勤め申すべき儀にては決して御座なく候間、幾重にも御免成し下され候様願上奉り候」と申し上ぐれば、御一同、又々仰せられしは、豆州殿御勝手御不如意は、公儀迄も知れたる程の事故、假令此の上なほらぬ

迎も、不動め不調法には相成らず候、相働き見候上にて、役儀相勤まらざる譯これ有り候はば格別、只今辭退致し候は、却て不忠と云ふものなり、依つて先づ相勤め申すべくと重ねて厳しく被仰付候、木工、「此の上御訴訟申し上げ候は、却つて不忠との御意、奉畏入候、何分にも奉畏候」と御請申上げ候へば、皆々御満足にて、右に付、何ぞ願の筋有らば、此の序でに遠慮なく相願ひ申すべき旨、重て仰せられ候「重々難有仕合奉存候、然らば御意に任せ奉願上候、右の役儀相勤め候に付て、若し拙者申す儀を左様にはならぬ抔と申す者御座候ては、此の役儀相勤り申さず候間老分の者を初め、諸役人中へ、拙者申す儀は、何事に依らず、相背き申すまじくと申す書付を致し、渡しくれ候様、御配慮願ひ上げ候、其の代りには、私方よりも、若し拙者致し方に、不忠の儀御座候はゞ、如何様にも御仕置成さるべく候、其の節お恨み申間じくと申す誓詞をば相渡し申すべく候」と申上候へば、尤もの願ひどの仰せにて、右木工申す通り、皆々、残らず書付いたし、木工へ相渡し申すべき旨仰せ渡され候故、皆々、畏まり奉り候と御請申上候。

一、木工はそれより、江戸役人と書付を取替し候て、歸國の上、自分の親類を殘らず呼び集め、「先づ以て手前儀、此の度江戸表に於て、御當家御親類様方御列席にて、勘略の役儀仰せ付けられ候故、達て御辭退申上候へども、御免もこれ無き故、お請け申上げ、歸國致し候、手前が一生の浮沈、此の時節に到來と申すものにて候間、何れにも是非なき事と思召し、向後、義絶成し下さるべく候、此段何れも御意得たく、申し入れ候事に御座候。扱て女房共、子供家來共も、残らず是へ出でよ、此の度の役儀に付、女房には暇を遣すべく候間、親元へ立ち戻らるべく候、子供は勘當致し候間、何方なりとも立ち退き申すべく候、家來共は、残らず暇呉れ候間、何方へなりとも奉公相きめ申すべく候、入用にて、欲しき品は呉れ候間、持ち去り申すべしと申し渡され候」其時内室より、「私共子供家來まで、如何様なる不届御座候て御暇被下候事に候や」と被相尋候へば、「イヤ、何も不届なる儀は無之候へ共、此の度の役儀に付、邪魔の筋これ有り候故、暇遣すべく候、外に何にても仔細の有る事にては曾てこれ無く候」と申され候。其の時に親類中申さるゝには、「ナント木工殿

には狂氣にても成され候や、いかに勘略奉行仰せ付けられ候とても、親類を義絶し内室を離別し、子供衆を勘當し、家來中へ暇を遣はされ、以後は御一人にても相濟み申まじく候が、如何様なる御了簡に候哉、甚だ心元なく存候「イヤ狂氣も仕らず候へ共、先に申す通り、此の度の役目に付、邪魔になり候故、暇遣し候。成る程手前一人にては、不相濟候間、又外の者召抱なりとも致すべく候」其の時内室申されるは、「御役儀に付、邪魔になれば、其の譯を承りたく、得心させて下され候はゞ随分お暇も貰ひ申すべく候へ共、譯を仰せられず候ては、親元へ戻り、何と申し譯仕るべきや、子供へも譯を仰せられ、得心させて御勘當成し下さるべく」と、涙を流し申され候へば、親類中も、御内室の申さるゝ通り、親類中も御役儀に障り候譯を仰せ聞かされ候はゞ、義絶も可致候、先づ其の譯を仰せ聞けられよと申され候。木工申され候は、「譯を申したりとも、皆々得心これ有る間敷、申すも無益と差し控へ候へども、各々達て譯を聞くとの事なれば、成る程申すべく候。先づ第一手前、向後嘘を一切申さざる合點に候、然るに女房を初め、子供並びに家來共、親類中、

嘘を申され候へば、木工はうそを言はぬと申さるれども、親しき親類を初め、家内のものがあの通りなれば、木工からして合點ゆかすと人は疑ひ申すべく候、さすれば此役儀も相勤り申さず候、依つて女房を去り、子供を勘當し、家來に暇を遣し、親類中と義絶致す事に候。其の上、平生飯と汁より外は、香の物も菜なれば給へ申さぬつもりにて候、又着物も、直ぐに木棉と思へども、有る物をおいて新しくこしらへ候も費へ故、ある物は着て新らしく拵へ候節は、木棉ものゝ外は着用致さざるつもりに候、女房共は、定めて唯今の通り、嘘も言ひたかるべく、菜も喰べたかるべく、木棉物は着にくかるべし、然れば女房にしては置き難く候間、早く親元へ立歸るべし」と申され候、其時内室申され候には、「嘘を言はず、飯と汁より外は給へず、木棉さへ着候へば、離別せずとも御邪魔には相成らず候や」、「如何にも其の通り」、「左候はゞ、嘘も申すまじく、飯と汁より外は菜も給へ申間じく、木棉物も着申すべく候間、矢張り御差置下され候様願ひ奉る」と申され候へば、「イヤ其の分にも相濟まず、家來共に暇を出し候上は、無人ゆゑ飯もたかねばならぬなり、水も

汲まねばならぬなり」「成る程、飯を焚きし事はなけれども、焚き習ひ候て、飯もたき、水も汲み申すべく候」「彌々それに目違なきや」「誓言にて御座候」「然らば去るに及ばず、女房にして置くべし、扱て子供は何方へなりとも立ち退くべく候、路銀は相應に呉れて出すべし」と申され候へば、「私も嘘は申すまじく候、飯と汁とより外は給へ申すまじく候、綿服を着申すべく候間、御勘當は御免下されたく」と申されければ、「彌々左様に候や」「成ほど誓言にて御座候」「彌々左様に候はゞ、我が子にして置べし」「家來共立ち出でよ」「私共もうそを申まじく、御飯と汁より外、給へ申すまじく候間、何とぞ御差置下され候様願ひ奉り候、旦那様より御暇を受け候はゞ何方へ參り候とも、奉公は相成り申す間じく候、其の譯は、彼等は木工殿にて、うそを言ふ事相成らず、飯と汁より外は菜を喰べる事相成らず候故、暇を取つて出たる者共なれば、何の用にも立つまじきものと申す事にて、召し抱へらるる御方有るまじく候、此の上の御慈悲には、何卒、御差置き被下度、有り難き仕合に存じ奉るべく候」と願ひ候へば、木工、「うそを言はず、飯と汁より外喰はぬ事合

點ならば、召遣ふなり、お身達に暇を遣はしても、又抱へねばならぬは人なり、仍つて給金は、只今の通り遣はすべく候間、奉公大切に相勤むべく候」「イヤ御給金は御貰ひ申すに及ばず候、食物は旦那様より下され候なり、着物は當分着候程は所持仕り候、なくなり候はゞ、旦那様の御古なりとも拜領仕り候て着申すべく候、左候へば、御給金も頂戴に及び申さず候」「イヤとよ、我は知行千石なるに、飯と汁より外喰はぬ積りにて、何も入り用なければ、家來どもへは給金を出し、家内の入用を引いて、残りは御上へ差上候より外に考へなし、おみ達は、妻子を養育する身なれば、給金は遣すべく候間、左様に相心得候へ」と申され候へば、有り難き仕合に存じ奉り候と、皆々お請け致し候ひける。

扱て又木工、「親類中には彌々義絶成し下さるべくや」「イヤ拙者共もうそは一向に申間敷候」「イヤ各々方、御家内の儀は御勝手次第に成さるべく候、各々方さへうそを相止められ候へば、手前の邪魔になる筋はこれ無く候間、義絶に及ばず候」「それは忝き仕合に候」と、互に挨拶して、親類中も各々歸宅致され候。右の通り、江

戸より歸國早々、家内並びに自分の親類を最初に固められ候は、前代未聞の賢人なり。

一、夫より木工、又老職を初めとし、諸役人を極められ、誓紙の取り替し相濟みし上申され候は、各々御存じの通り江戸表に於て、拙者へ勘略奉行被仰付候へ共、元來不調法者ゆへ、私一人にて中々相勤り候筈御座なく候間、萬事お心添へ下さるべく候、扱て又、いかに勘略を致せばとて、只今の通り、殿様召し上られ候ものは勿論其の外御前向き御用の節は、一向勘略相成り申すまじく候、十萬石相應に致さず候ては、相濟ざる事に候、外々の儀に付、萬事費へなる事は随分勘略致すべき事に候へ共、御前向きの儀は、古來の通り致すべく候間、各々左様にお心得成さるべく候扱て又、各々方を初め、下々まで、只今までは、御知行に歩一の引けこれ有り候へ共、手前役儀の内は、一向歩一も引き申さず、本高の通り、月々屹度御渡し申すべく候間、左様に御心得成さるべく候、其の代りに、御奉公屹と相勤めらるべく候、既に下され候知行、一向引なしに被下候上は、御奉公に少々の危略これあり候ても

拙者が免し申さず、屹度曲事に申し付くべく候間、各々方下役、下支配まで、此の段、屹と仰せ觸れらるべく候、右の通り、御奉公大切に御勤めの上は、非番の節は何なりとも御銘々、好きたる事をしてお楽しみ成さるべく候、詩歌、俳諧、謠、鼓等は勿論、淨瑠璃、三味線、慰めには、博奕なりとも、御奉公屹度お勤めの上、餘分有りて致さる、事なれば、如何之儀にても苦しからず候、人は各々相應の楽しみこれ無く候ては、平生屹と勤り不申候間、随分、分に應じ、たのしみも致さるべく候、勘略の儀も、急々には致し方も御座無く候間、先づ諸事只今迄の通り致さるべく候と申し渡され候て、公の御歸城を相待ち居られ、其の間に、萬事工夫致され候由なり。

一、其の後、殿、御歸城に相成候へば、木工御前へ出で「御歸城を待ち、未だ政道には取かゝり申さず候、何れ近日より、政道に取り掛り申すべく候」と言上致され候へば、其方勝手次第、一日も早く政道仕候様にと仰せられ候、「畏り奉り候」と御請け申上げ、木工夫より國の政道にかゝられ候、其の仕方左の如し。

一 まづ、何月何日何時、庄屋共、長百姓、小百姓の内、能く物言ふ者を召し連れ罷り出づべき旨、御領分中へ、遍く相觸られ候、又御用金差上候者、及び御年貢未進仕り候者も、残らず召し出さる旨、相觸られ候。

一 町人、庄屋、組頭、平町人へも、右同様に相觸られ候。

一 老職、並びに諸役人中へも、御領分中へ政道の儀御談し申すべく候間、何れも大儀ながら、御列座成し下さるべき旨、申達せられ候。

一、扱て其の定日に至れば、御家老を初め、役人中、残らず、御殿大廣間へ出席、恩田木工殿、中央に坐し、百姓共を呼び出され、申し渡され候趣は、「皆々、先達て聞き及びの通り、手前儀を江戸表へ召され、御親類様方御列座にて、勘略奉行仰せ付けられ候、只管御辭退申上候へ共、御免これ無きに付、據なく御請は申し上げたれども、自分の働きて此の役儀、相勤まり候事、思ひも寄らず、今日は、一同の者と、篤と相談いたしたく呼び寄せ候間、先づ手前の申す儀を、一と通り聞き、其の上、皆々存じ寄りを申すべく候、偕て殿様の御勝手、其だしく御不如意の爲め、唯

今まで御領分の者共も、殊の外難儀いたし候上に、此度手前、又勘略奉行に相成り候へば、猶以て御領分中の難儀に相成り申す事これ有るべく、氣の毒なる事に候、就ては第一に、手前儀は向後、嘘言を一切言はざる積りにて、申付けたる事、二度變替は致さず候間、此の段豫て皆々、しかと相心得居り申すべく候。猶又向後一同の者も、手前と肌を合せ、萬事相談して呉れざれば、勘略は出来申さず、手前儀も御役目相勤まらず候間、何事も心安く、手前と相談づくにして貰ひたし、是が第一に皆々へ、手前より頼みなり。尙此の上手前申す儀を、皆々得心致しくれ候へば、役儀も相勤り候へ共、若し皆々、不得心なれば、手前役儀は相勤まらず候間、切腹致すより外これ無く候、手前に首尾よく役儀勤めさせ呉れるも、切腹さするも、皆々の了簡次第なり、如何致し呉れ申すべきや、皆々の所存を聞きたく候。然し、唯斯様にばかり申しては、皆々、返答も出来まじく、今日は先づ手前が申す事を、よく聞き覚えて宅へ歸り、惣百姓と篤と相談して、追て返答して呉れよ。其の相談する趣は、第一先にも申す通り、手前儀うそを言はざる積り故、申したる事、再

び變改致さず候間、左様心得て呉れよ、若しうそを言はざれば、皆々の爲にあしかるべきや、いかゞ思ふや」と尋ねられしに、皆々「只今迄御役人様、うそを仰せられ、御だまし成され候爲め、難儀仕り候、向後、一度仰せられ候事再び御變改遊ばされずとの仰せは、千萬有り難き仕合せに御座候」と申し上げ候へば、「然らば先づ其の儀は皆々得心してくれ、手前も満足なり、扱て手前儀、祝儀愁歎に依らず、惣じて音物は一向受けず候間、何程輕き品たりとも、向後持參無用に致すべく候、それ共賄賂を取らざれば、皆々難儀すべきや」「有り難き思召に御座候」「已後皆々、願ひの筋は、手前承り届け候に付、外へ賄賂を遣すに及ばず、惣じて諸役人中へも向後進物致し候こと、堅く無用に致すべく候」「畏り候」「然らば此の儀も、皆々得心にて、満足致し候。扱て次に、只今まで、千人の足輕の内、百人は所々の番人等に殘し置き、九百人を月々在方へ年貢催促に差出し候由、左様に候や」「成る程左様にて御座候」「其の足輕、向後は一人も出さぬ積りなれば、左様に相心得べし、それ共、出し付けたものを出さずに置き候ては、皆々難儀致すべきや如何」「其の

儀は猶以て有り難き御事に御座候、御足輕衆、在方に御出候ては、御年貢ばかりにてこれ無く、五日も七日も逗留の上、荒びられ候に付、諸人難儀仕り候處、一人も御出し成され間敷との事、千萬有り難き仕合せに存じ奉り候」「然らば此の儀も、皆々得心にて満足なり。

扱て次に、手前儀も、永き事は計り難く、先づ五ヶ年程は此の役儀相勤め候積り故其の間、地方普請等の儀は格別、百姓共上へ相勤め候諸役は、一切免じ候積りに付左様に相心得べく候、それ共皆々、役儀に出です候ては、難儀なるべきや如何」

「諸役共に御免とは、重々有り難き仕合に御座候」「然らば此儀も皆々得心致し候て、満足なり、是れまで手前が申せし事、皆々得心にて、満足致し候。然らば其の方等申す通りに相心得異存なきや」「畏り奉り候」「儲是より次の段は、一層皆々と能く相談せねば成らぬ事なり、皆能く聞いて呉れよ」と言へば「畏り奉り候」と平伏す。

一、木工、「先納、先々納差上候百姓は參り居り候や」「相詰め罷在候」「お身達は、何

故に先納先々納迄も差上候や、但し先納すれば何ぞ勝手よろしき筋これ有り候て先納致し候や如何」「迷惑千萬には奉存候へ共、御役人様より仰せ付けられ候ゆへ、據なく差上申候」「役人が申候共、當御年貢の外は一切出さざる筈なり、先納するさへも皆々過分のことなるに、先々納差出すといふことがある者か、お身達は、よくのべらぼうなり、又如何に百姓共が心よく出せばとて、役人として、先納、先々納迄取り上げるといふ事があるものか、甚だ無慈悲の致し方なり、公には有るまじき事なり。此の一條、百姓共は大べらぼうなり、役人共は無慈悲なり」と一旦叱りつけ、「然し、斯く言ふは皆理窟なり、何を言つても、御上も御勝手が御不如意ゆへ、役人も百姓より取上げざれば御用が辨せず、是非なく先納を申し付け、猶夫にても不足ゆへ、先々納迄も申し付けたるものならん、然れば役人の無慈悲にては無く、詮方なきの御奉公なり。又百姓等、先納、先々納迄差し上げたといふも、御勝手御不如意にて、御内證に何も無いと言ふ處を能く存知たる故に、迷惑ながらも、役人の私ならぬ事と合點して、先納をする上に、先々納まで差し上げたるもの

ならん、然ればお身達は、能々の正直者なり、左程正直なる百姓を御持の殿様は、結構なる御果報なれども、御勝手の御整ひなされぬこと、扱々是非もなき御事なり然し向後は、先々納は勿論、當御年貢の外は、先納も申付けず候間、左様相心得申すべし」と言渡され、一同、「有り難き仕合せ」と畏まる。

一、木工又改めて「御用金差し上げたる者共参り居り候や」「罷在候」「お身達は、何故に御用金を差し上げ候や、上より利息にても被下候や、又何ぞ勝手に宜しき事これ有り候て、差し上げ候や如何」「唯今迄御用金差上候へ共、利息下され候儀は勿論、元金も御返済下され候事御座なく、迷惑至極に存じ奉り候へ共、御役人様、厳しく仰せ付けられ候故、是非なく差し上げ候次第に御座候」「役人より何程に申し付け候共、御座らぬというて出さぬ筈に候、假令公儀より殿様へ御用金被仰付候共手前江戸へまかり出で、金は御座無くと言ふて出す所存はなし、出さぬというて殺しはせぬ故、出すまじき金を出す筈は無き事なり。それを出すといふは、お身達もお身達なり、役人も役人なり、よしやお身達が所持して居ればとて、御返済もなき

金を出せといふは、餘り非道なる致し方なり、然し是も理窟なり、實は御上に金なき故、江戸表の御用御勤り成されず候間、お身達が持ち合せしを幸に、無心言ふて據なく御借り上げに成つたものなり、返済したくも元來金はなきゆへ、詮方なく、其の分にて打ち過ぎたるものなり。されば役人も、強ち非道といふものにあらず、お身達も、江戸表の譯を知りたるゆへ、迷惑ながら金を差出し、御用の間に合せたる事なれば、奇特千萬、お身達の働きにより、江戸表の御首尾も好く、殿様にも御満足遊ばされ候事なり、神妙々々、然し今後、御用金は一切申し付けず候間、左様に相心得申すべく候」と申され候へば「有り難き仕合奉存候」と悦服致候。

一、次に木工、「御年貢未進の者共參り居り候や」「罷在候」「お身達は何とて未進いたし候や、總て田地といふものは、御年貢を上納して、諸役相勤め候上、妻子を養ふ程有る様に積り立てたるものなり、蒔き付ける時節に蒔きつけ、相應のこやしをして時節を違へず耕作すれば、御年貢上納成らざる理はこれ無き筈に候、それを未進

をするは、第一家業に疎にして、人並の耕作をせぬ故なり、御年貢上納する程作り出さぬといふは、不届千萬なり。其の上に、先納、先々納迄差し上げたる者もある中に、未進するとは言語道斷なり、うぬらはすたくににしても、飽き足らぬ奴等なり、役人は何として此の者共に未進させて置きしぞ、骨をひしいで成り共、急度取り立つべき筈なり、夫に未進をさせて置くとは、役人も大べらぼう、うぬ等は不届者なり」と大聲に叱責致され候。

評曰、此時木工殿の顔色、二た目と見られぬ程おそろしき様子にて、面を擧げたるもの一人もなかりしとなり。

聽て面を和らげ「併し、斯くいふも亦皆理窟なり、殿様御勝手御不如意なる事も存知の前、御用金を出し、先々納迄差上げる者も有る中に、未進をするといふは、能々貧にて、内證に一物なき故の事成るべし、お身達も定めて人並に御年貢上納仕度く思ふべけれども、不仕合にあふか、長病らひするか、又は不時の災難に逢ひ、耕作も存分に成らず、収納少き故の事成るべし、嘸難儀なるべし、甚だ不便千萬、氣

の毒なる事なり、又役人もお身達が物なきといふ事を能く知りたる故、未進をも許容して置きたる物ならん、是は役人の仁政といふ物にて、有り難き事なり、されば唯今未進を差し上げよと申付けたればとて、元來なきものを差し上げる手段も有るまじ、仍て、未進を御取成さらぬは御上の御損とし、上納せぬ分をお身達の徳として唯今迄の未進の分は、以後上納に及ばず、残らずお身達に下さる、程に、左様に相心得べく候」「有り難き仕合に存じ奉り候」「其の代りに、當御年貢を、一粒でも未進さする事が有るにおいては、急度曲事に申付くべし、左様に相心得べく候」「畏り奉り候、たとへ裸に相成り候ても上納仕るべく候」「然らば此の者共も、手前が申す儀得心にて満足致候。」

一、木工詞を改め「先納、先々納まで差し上げ候者へ申す、是は何卒御返濟成されたきものなれども、皆々知りたる通り、何も無き故、其儀もならず、今聞く通り、未進の分を皆呉て仕舞ふたれば、彌よ以て先納方へは返濟出来ぬなり、依つて只今迄先納したる分は、御上の取り徳とし、お身達の方は差上げ損にして呉れよ、此段は

手前が皆への無心なり、得心して呉れやうや如何」「畏り奉り候、向後先納、先々納仰付けられまじくと先刻仰せ渡され候上は、唯今迄差上候分は、一粒も御貰ひ申す所存御座なく候間、左様思召下され度」「先づ以て皆々、得心して呉れて千萬辱けなし、其の代りに、一つの無心あり、此の事は今日直ちに返答も成る間敷候故、宿へ戻り、惣百姓へ申し聞かせ、熟談の上にて返答してくれよ、其の無心といふは右先納、先々納を損にして、其の上に當年の分を上納して呉れよ、然なくては殿様一向御取り續き成され難く候、お身達が得心して呉れねば、手前切腹といふはこの事なり、お身達も算用知るかしらね共、手前は算者に積らせ、自分にも當つて見たるに、願ひ事等に付、御領分中の者共より、諸役人へ賄賂を遣す事、一年中錢につもりて百石につき何程なり、扱て又年中の諸役に、人足手間費の費ゆる事、錢につもりて百石に付何程なり、又九百人の足輕を、年貢催促に出すも月々の事故、其の物入りも年中には百石に付何程になる。此三品分を算盤に上げて見れば、年貢の内、凡そ七分程に相成る、今迄は是だけ皆無駄に成り、御上の御爲にはならず、百

姓方の費へと言ふ物、お身達の損毛なり。此の損毛七分の上に三分足せば、當年貢は相済むわけなり、此處を惣百姓へ申し聞せ呉れよ、僅か三分足せば、當年貢は濟み候間、當月より都合にて、月割上納なり、御年貢上納にして納めて呉れよ、此の段が手前より、惣百姓へ據なき無心なり、皆々の所存次第にして、手前に首尾能く役儀勤めさせ呉れるか、又は切腹させ候か、皆々の了簡次第なり、何卒此の譯を能々皆々へ言ひ聞かせ、篤と熟談の上、追て返答して呉れよ」と申され候へば、皆々、「畏り奉り候、今日直に御請け申上たく存じ候へ共、返す返すも惣百姓へ申し聞かせ候様に仰せられ候故、罷り歸り、有り難き御政道の趣を、惣百姓へ申し聞け、悦ばせ候上、重ねて御請け申上ぐべく候」と皆々同音に答へける。扱て又木工、御用金差し上げ候者へ、「金子御返濟成されたきものなれども、皆々知りたる通り、元來無き物なれば、只今返濟はならぬなり、斯くいふは、如何はしけれども、人の身代は、唯今良くても、若し不仕合なれば、子孫は貧乏に成るもしれず、左様の節は利足を加へて返濟致したきものなれども、其の儀相協はぬ故、元金にて子孫へ下さ

れ候様致すべく候、只今其の金子其方になければ、身代が潰れるといふ程にも有るまじければ、子孫の爲に、元金にて、御前様へ御預け申し上げたと思つて呉れよ、是は皆への無心なり」と申され候へば、皆々「有り難き仕合に存じ奉り候、御上の御用にて差し上げ候金子の事なれば、一向御貰ひ申す所存は御座なく候處に、子孫難儀の節は、御返し下さるべしとの御事、此上もなき御慈悲、生々世々有り難き御厚恩に御座候」と、皆々、感涙を流して御禮を申し上げければ、木工「いづれも手前が申す事、得心して満足なり、扱て又重ねて出候節は、手前を初めとして、一家中唯今まで悪かりし事、遠慮なく、殘らず書付に相認め、篤と封じ差出すべし」と申され候へば、畏り奉り候と申して、皆々うれしがり歸宅いたし候。

評に曰、老職を初めとして、木工が器量を見て感心して居られしが、此の時に至り皆々さつと色を變じて、退出せしとなり。

一、扱て百姓共、歸宅の上、村々に惣百姓を集めて、今日木工殿仰せ渡され候趣は個様々々と逐一に申し聞かせたれば、皆々承り、「アノ足輕共の在方へ出て荒びるに

は困り果たるに、向後一人も出ず間敷とあれば、是ばかりにても有り難き事なるに其の上諸役迄御免との御事なれば、當年貢は勿論、たとひ二年分の御年貢にても差し上げ候て苦しからず、早く御請け申し上げ、木工殿の御安心成され候様成し下され候へ」と、一同悦びてぞ答へける。名主組頭等挨拶には、「皆々得心とありて、御役所へ罷り出で、御請申上ぐる手前どもまで、面眉を開くと申すものにて、甚だ大慶なり、就ては木工殿の仰せられたる書付を認め、封じて差出すべし」とあれば今迄の意趣はらしは此時なりと、闇夜に月の出たる如く、面々の胸の曇は是より晴れて、行く末安樂成るべしと悦び勇まぬものもなく、皆々、書付を認めける。扱て百姓相談の上、名主、長百姓等、御役所へ罷り出で、「先達て仰せ渡され候趣、惣百姓へ申し聞け候處、皆々有難がり候て、當年貢の儀は勿論、二年分なりとも差し上げ申すべく候間、何時なりとも御用次第に仰せ付け下され候様仕りたくと一同相願ひ申候間、左様思召下さるべく候」と申上候へば、木工殿申され候は、「先づ以て手前が申す趣き、惣百姓迄、皆々得心し呉れ、甚だ満足致し候、皆のかげにて、手前

も首尾よく御役相勤め、痛い目にも逢はず、皆是れ百姓中のかげなり、過分千萬に存じ候、そのみならず二年分なりとも上納致すべしとの事、惣百姓の志、上聞に達しなば、御前もさぞ御満足遊ばさるべし、去り乍ら、當御年貢さへ納めて呉れば十分に候、二年分上納には及ばず候、惣百姓中の志、過分千萬、残らず上聞に達すべく候間、其の段、能々申し聞けべく候、さて又皆々、随分家業に油断なく出精すべし、家業に疎なるものは天下の罪人なり、家業を出精して餘分あらば、分限相應の樂みは如何なる儀にても苦しからず候、家業に出精の上たのしむ事ならば、慰みには、淨瑠璃、三味線、博奕なりとも、好きたる事をして樂むべし、然し博奕は、天下一統御法度なり、若し商賣に致すものこれ有るに於ては、屹度曲事に申し付くべし、吳々も博奕を商賣に致す儀は、公儀御法度なれば、屹度相慎み申すべく候、慰みに致す分は苦しからず候間、豫て左様可相心得候、すべて人は、分限相應の樂みがなくては、精も出で難きものなり、精も出すべし、樂みもすべし、其の上第一に信心もすべし、神佛を信仰する心なくば、さいなん多きものなり、依つて神佛を

能く信仰して、現當二世を祈るべし、偕て又先達て申し付け候書付、相認め、持參致候や」と申され候へば、「成る程、持參仕候」と差出す、「手前が見るにあらず、御前の御覽に入れるなり、皆々歸つて出精せよ」とて、一同を歸されける。

其の後木工、御前へ出で申し上げ候は、先づ以て御悦び遊ばさるべく候、御勝手は十分に相直り申すべく候。其の譯は、御借入金は残らず横に寝て仕舞ひ、無借金となり候上に、當年より十萬石、丸々納り（月割故也）一粒が損失御座なく候等故、御勝手は、十分に相調ひ申し候上に、一人も御上を御恨み申す者御座なく、却つて有り難がり候て、御年貢は二年分なりとも差し上げ申すべしと申し、當月より滞りなく御年貢上納仕る筈に御座候、是れ皆御前の御仁心深き故の御尊徳に御座候」と申上げれば、御前にも殊の外御満足にて、「是れ我が徳にあらず、皆其の方の働き、莫大の勳功、金石にも銘すべき忠勤なり」と御稱美遊ばされ候へば、木工は有り難き御意を謝し、「扱て又是は百姓共相認めものに御座候間、ひそかに御覽遊ばさるべく候」と申上げ、封書を呈し退出す。

一、其の後御前より木工を召され、「領分の者共相認め候書付を見よ、此の通りなり」と仰せられ候へば、木工拜見して、「定めて個様に御座有るべしと察し奉り候」「是をば如何致すべくや」「少しも御苦勞遊ばされ候事御座なく候、是々の者共は、どちらへも着き候者にて、善人が遣へばよくなり、悪人が遣へば悪しくなり候へば、おもんばかるに足り申さず候。又是々の者は死罪にも申し付くべき程の不屈者に御座候、然し個様の悪事も、器量なくては出来申さず候故、其の器量を遣ひ候へば、又一ツの御用にも相立ち候者共にて御座候、就ては彼等を御前へ召出され、随分御面を御和らげ遊ばされ候て、木工に此の度領分の政道申し付け候へ共、一人にては萬事行き届くまじく候故、其の方共へ木工が相役を申し付け候、木工が指圖を請け木工と肌を合せ、萬事取計らひ申し付くべき旨仰せ渡され下さるべく候」へと申し上げ候へば、公の仰せに、「夫れにては其方が害には相成まじくや」「少しも差構へ御座なく候」「其方が爲めに悪しくさへなくば、兎も角も」との仰せにて、木工は退出す。即刻右の者共を御前へ召し出され、平日よりも御面を和らげられ、右の通

り仰せ付られ候へば、皆々畏り奉り、有り難き仕合に存じ奉り候とお請け申上げ退出し、皆々打寄りての相談に、「今日御前にて仰せ出され候趣、さりとて合點行かぬ事なり、唯今まで手前共が爲せし悪事は、百姓共の書付にて御前へ顯れたるに違ひなければ、今日召し出され候は、木工のおかげで必ず殿しきお叱りと思ひしに、思ひの外なる御意を蒙り候、何れも如何思召候や」「今度、木工が萬事の取計らひを見るに、格外の仁政、中々以て尋常の心の及ぶ事にあらず、若し又我々、木工に成り替り、手前共の上を裁断せば、死罪には漏れまじき程の事なり、夫れを却つて木工の相役とは、思ひの外なる事なり、是れ決して御前計りの思召にては有まじく定めて木工が計らひなるべし、是れより手前共も、心底を改め、御前の御意の通り木工と肌を合せて忠義を盡さずんば、遂に身の破滅を來し、先祖への不幸なるべし是より直ちに木工が宅へ罷り越し、謝禮を申すがよろしからん、何れもいかゞ思召候や」と申せば、皆々、「是れは尤も千萬、成る程貴公の仰せの通り、唯今までの我意を改め、實に木工と肌を合せ、忠勤を盡すべし」とて、皆々木工が宅へ罷り越し

「先づ以て今般御大役御苦勞千萬、莫大の御仁政、感じ入り奉り候、就ては今日、御前に於て、手前共、貴公の御相役仰せ付けられ、有り難き仕合に存じ奉り候。是れ皆貴公の御取成し故と、千萬忝なく存じ奉り候、御存知の通り、不調法者共に御座候間、萬端御遠慮なくお指圖下され候様、偏に頼み奉り候、御禮旁々、參上致し候」と申入れば、木工挨拶に、「此方より罷り越し申すべき筈の處、早々のお出で、御念を入れられ候事、千萬忝く存じ候、此の上各々のお助けにあづからずしては、個様の大役、拙者一人にて、中々相勤り候事にては御座なく候、萬事氣の付き申さざる處は、御遠慮なくお心をお添へ下さるべく候、此の段、切に相願ふ」と申され候へば、皆々、「恐入候、拙者共の存じ付き候程の儀は、何分にも御氣を付け申すべく候間、御指圖頼み入り候」と、いんぎんに挨拶して立歸り、是より眞實に木工の扶翼と成りしかば、木工の世話なしに、盗人はなくなれり、其の譯は、下役の者、「此儀は個様に成し下さるべく」といへば、「イヤ左様にはならぬ、唯今までとは違ふ、萬一木工が知ると、身の破滅じや、向後萬事左様に相心得よ」と、其の遺筋を

知りたる大將共が、手下の者にいましめをなす故、下役等、自然に盗みする事ならず、末々まで、皆々忠義を第一とし、正直を元として、御奉公を大切と心懸ける様になりしとかや。是れ皆、御前の御聖智により、又木工の仁政よりぞおこりける、有り難き事ぞかし。

一、木工殿は、家中を初め、御領分中へ、相應には樂みをせよとて、慰めには博奕なりとも、何にても好きたる事をして樂しめと、一向言ひきかせて、自分には、随分質素に暮し、子供に迄飯と汁より外は菜を喰はせず、文學、武藝を第一に稽古させ自分は文武の稽古の外に、専ら佛神を信仰して、現當二世を祈り、又御前へも、「治世亂世ともに文武兩道は武士の常にて御座候へば、片時もわすれては相成らざる儀に御座候間、随分御學文を遊ばされ、武藝は尙ほ以て晝夜とも御はげみ遊ばされ候へ、其の上佛神の御加護に御座なく候ては、諸願果て申さず候、不信心なれば苦難多く御座候間、御信心も遊ばされ、佛神の御加護を御祈り遊ばされ候事、是又武士たる者平生心掛けの一大事にて御座候」と申上候へば、公にも甚だ御悦氣にて、夫

れより益々御信心御増進遊ばされ、文武兩道共、一入御出精遊ばさるゝゆへ、誰教ゆるとなしに、幼少の子供まで、文武兩道に精力を盡し、禁ぜずして博奕するもの一人も無く、自ら御家中も裕福に成り、盗みするものなければ、公の御勝手も忽ちに直り、五ヶ年立たぬうちに、御金も夥しく出来、御領へも利安にて御貸金が出て候故、自然と御領分も豊かに相成り、諸人歡び樂しみ暮すとかや、實に有り難き御政道なり。

評に曰、木工御役儀、去年迄五ヶ年なれ共、御勝手も直り、御金も夥しく出来候素より聚斂がましき事徴塵もなく、下を憐愍して困窮をすくひ、上を大切にして忠義を盡し、諸人の難儀なき様に慈悲を本とす、誠に有り難き事ならずや。又家中は七八歳の童子も、明け六つ時に御馬屋へ行き、御馬をかりて五つ時迄を馬に乗り、朝飯後には、四つ時迄手習をし、それより半時、劍術稽古にかゝり、夫れより半時の間休息し、此の間に碁將棋など慰みにするなり、九つ時より弓鐵砲の稽古、七つ時より槍の稽古、夕飯後より十露盤、夜五つ時より四つ時まで謠稽古、或は一時、或

は半時替りに、明け六つ時より夜の四つ時迄の内、只半時の休息にて、色々稽古しつめ居候へ共、半時づゝにて所作替り候故、退屈もせず、皆々出精致し候故、松代の御家中は、子供まで諸藝に達し、幼少より馬もよく乗り候由、又遊び候間のこれ無き故、博奕が間敷悪しき慰みは、一向これ無く、自然と御家中に、無益の物入りなく、奢が關敷事なき故、勝手皆々よろしく、彌々盗みなどするものこれ無き由、有り難き御事どもなり。

一、或る時公儀より、御役儀仰せ付けられ候由にて、金二千兩差下し候様と、江戸役人より申越したるに付、相役中、相談致され候て、其中より兩人進み出で、「此の御役は、千二三百兩にて相済み申すべく候、二千兩迄は入り申まじく候」由、申候。木工これを聞き、「江戸表の儀は此の方と違ひ候ゆへ計り難し」と申され候へば、「イヤ前方手前共が在府の節、此の御役當りにて存じ罷り在り候間、拙者共兩人へ仰せ付けらるべく候、罷下り、相勤め申すべき旨申候へば「左様なれば彌々以て御忠勤にもなり候間、御大儀ながら、御下向成さるべく候、公用の儀に候間、随分首尾能

き様、金子勘略なしにお遣ひ成さるべく候」とて、金二千兩相渡し、扱て江戸役人の方へは、此の度御用金二千兩、則ち此兩人に持たせ差下し候間、萬事此兩人に御相談の上、首尾能く御用御勤め成さるべくと申し遣はされ候、斯くて兩人、罷下り一向盗み致さず、好き様に取り計ひ候ひし故、千三百兩にて御用十分に相済み、七百兩持ち歸り候。木工其の兩人を稱美して、即ち御前へ木工言上候は、「此の度江戸御役用金二千兩と申し越し候處、兩人の働きにて、千三百兩にて相済み罷り歸り候右の御褒美として、金百兩宛、江戸役人を合せ三人へ三百兩下さるべく候、元來七百兩は盗み仕舞ひ候筈の金子にて御座候處、兩人の働きにて残り申候、三百兩御褒美に下され候ても、まだ四百兩の御徳に御座候、然して向後、又々出精仕るべく、何程の御徳とも計り難く存じ奉り候」と申上候へば、公にも甚だ御満足にて、則ち三人へ百兩づゝ、此の度の御褒美として下し置かれ候へば、三人ともに殊の外有り難く存じ、夫より彌々以て出精して忠勤を盡し候とかや、君君たれば臣臣たり、實に有り難き仁政なり。

一、木工は國の政道に正直を用ふるのみにあらず、信心を第一にして、君へも勤め、自身には猶以て佛神を信仰し、平日歸依僧を請じて供養をし、先祖の追福を厚く祈り、自身にも日課念佛を勤め、後生菩提を願ふことまめやかなること、希代不思議の賢人なり。折節また、歸依僧自宅に見え候へば、長く留めて饗應す、其の仔細を尋ぬれば、平生飯と汁より外は家來共に喰はせず候故、御客の節は御相伴と唱へ、家來へも菜を拵らへ喰せ候故、客有れば家内中皆々悦び、御客を留めて饗應するを厭はずとかや。出家の相伴には、木工ばかり精進し、勝手へは魚鳥を澤山に遣はせ座敷三菜なれば、下迄も三菜、五菜なれば下迄も五菜にして喰はせよ、と毎度言ひ付けられし由、親しく見たる人の物語りなり、此の如く、萬事に行き渡り、慈悲心の深き事、類ひ稀なる仁者なり。

追 加

初め木工、慰めに致す分は、博奕にても苦しからずと御領分の者へ仰せ渡され候ひし故、博奕を商賣にするものども、之を聞き、旗のあげ時は今なりと、處々にて盛

んに博奕を繁昌させ、夥しく身代を潰す者これ有る由相聞え候、其の時木工、又慰めの博奕にまけ、難儀に及び候者は、難儀御救ひ下さるべく候、遠慮なく正直に訴へ出で申すべしと御領分へ御觸れ出さる。是れ幸と、處々より難儀する者共願ひ出で候、則ち御吟味にて、誰々を相手にして慰み仕り候やとの御調べにて、則ち其の者共を呼び出され、其の方どもは彼の者と慰み致し負かし候やと御尋有り、元より御免の上と思へば、陳する事もなく、成る程左様にて御座候と申上候へば、彼の者負け金高、何十何兩、勝ち候者共より、残らず彼の負け候者へ何月何日までに屹度相渡し申すべしと仰せ渡され候。其の儀は迷惑至極に存じ奉り候間、御免下され候様と相願ひ候へば、然れば、其の方共は博奕を商賣に致すなり、先達てより申し渡し置き候通り、商賣にいたす博奕は天下の御法度なれば、相背く者これ有るに於ては、屹度曲事に申付くべく候、仍て其の方共は定めて慰みに致せし事なるべし、「成程慰みに仕り候」「商賣にせし事なれば格別、慰みをして人の身代を潰さるといふ事は有まじき事なり、依て右負け候方へ勝ち候者より、急度返済致すべく候

若し及遲滯候はゞ、急度曲事に申し付くべし」と仰せ渡され候、「畏り奉り候」と御請け申候て、右の金子、残らず負け候人の方へ相渡候故、負け候ものは一錢も紛失なしに受取り候へ共、勝ち候者は其の爲に遣ひ捨て候分だけ不足仕り候故、其の分を足して負け候方へ相渡さねばならず、兎角勝ち候者の方損となり候故、其の後は慰みにも博奕致すものは勿論、紙一枚にても賭けに致候儀は、制せずしておのづから止しとかや、寔に有り難き御政道なり、何卒世間ともに、制せずして法を犯すもの無き様にありたきものなり。

右之件は、正しく木工殿之歸依僧何某上人之直説に問ひ、爰かしく覺えし所ばかり反古裏に書付け侍る事しかり。

寶曆十一年冬之初

「日暮硯」の解

(1)

この「日暮硯」は、何人が記述したものが詳かでないが、信州松代藩の恩田木工なる人が、主君眞田幸弘の命を受けて、藩の財政建直しに當つた顛末を記録したものであり、彼の二宮尊徳翁の如きは、つねに其の門人に向つて、此の記録を讀めと熱心に勧められたものだと言へられて居る。蓋し二宮翁は、「日暮硯」の書かれたる寶曆十一年より二十六年後、即ち天明七年に生れた人であつて恩田木工の事績を傳へ聞いて、最も敬慕したに相違ないからである。

(2)

「日暮硯」と異名の同書に「木工政談」があるが、内容は全く同一のものであつて、「日暮硯」が出来上つて數年後、多少の潤飾を施して政談としたものであるらしい。政談の記述は、流暢ではあるが、修飾、却つて原意を害し、むしろ日暮硯の眞率にして人を感じしむるに如かないとの評がある。よつて編者は、その徒らに難解の箇所に筆を入れ、以て事實の百世に傳へられんことを希ふのである。

(3)

さて、當時の信州松代藩主であつた眞田幸弘とは如何なる人物かといふに、元來眞田氏は徳川氏の姻戚であつた信之を以てはしまつてゐる。即ち本多忠勝の女が徳川家康の養女となり、それが信之に嫁してゐるのであつて、その信之こそは、有名な眞田昌幸の長男で、幸村の兄に當る。

眞田氏は、はじめ、上野沼田に三萬石を領し、大阪役の後、信州上田を加へて九萬石、元和八年松代沼田で十三萬石となつたが、天和元年沼田を沒收せられて十萬石となつた。彼の佐之間象山時代の藩主は幸貫と云つて、實は松平定信の子である。「日暮硯」中の藩主眞田幸弘が、如何に偉い殿様であつたかは、當時の英傑松平信定が、大名中、最も尊敬してゐたと云ふ一事について見るも明かであらう。彼は元文四年、松代に生れ、寶曆二年六月、遺領を繼ぐ。時に十四歳。室は松平定賢が女、同五年十月朔日、始めて將軍家重に謁し、十二月從五位下伊豆守に叙任、七年十二月、領地損毛せるにより、金一萬兩を貸し與へられ、明和三年正月、又この事によつて金一萬兩を貸し與へられて居る。爾來よく施政を釐革し、勤儉尙武の風を起し、墾田、養蠶、機織、鑛業を奨勵し、窮民の撫恤につとめ、藩政大に擧つたと記録に見える

(4)

又、家臣恩田氏は、桓武天皇の皇子であつた葛原親王の後胤で、三浦平太左衛門忠通より出で、數世の後、恩田左京亮景頼と云ふものがあり、上野國利根郡恩田村に住して恩田を名乗つた。謂は

ゆる沼田七騎の中である。始め上杉謙信に屬し、後ち、眞田氏に仕へて、知行千石を給せられ、世々家老職となつた

「日暮硯」の主人公、恩田木工は、名を民親と云ひ、享保二年に生れ、父を民清と云ひ、母は望月治部左衛門知英の女であつた。寶曆五年、松代藩の勝手係となり、在職七年、同十二年正月六日歳四十六で歿した。

藩主幸弘は、如何にして木工の人物を見出すことが出来たであらうか。素より彼自身が英才であつたからではあらうが、木工の家は代々松代藩の重臣で、家老職であり、朝夕君公と接近する身分であつたからである。それにしても「日暮硯」の前篇に現れてゐる幸弘侯飼鳥の訓戒は、その一小些事を捉へ來つて臣下を訓育するやり方の非凡さ、到底十五の少年とは思はれない。多少の修飾はあるにしても、此の一事、彼の英物たり、智畧の並々なぬことを物語つて居る。此の君にして此の臣あり、若し凡眼の藩主ならば、遂に木工の木工たる所以を見出し得なかつたかも知れない。

(5)

かゝる明君に見出されて、木工が勘畧奉行の大役を引き受けたのは、彼が實に三十九歳の時であつて、血氣既に收まり、思慮漸く熟せんとする働き盛りであつた。木工の勘畧も、勿論儉約から始つては居るが、こゝに注意したいことは、主として人心を一新し、そこに自然に生活の餘裕を持ち

來さんとつとめたことである。彼の藩士の知行歩一引を全廢し、完全なる給與を斷行すると共に、催租の爲めに村々に派遣してゐた九百人の足輕を全部引上げしめ、同時に庸役を免じ、租税の前納や、用金の申付けを一切爲さずと誓ひたることなど、凡そ勘畧とは逆な手法である。さり乍ら、木工の眼ざすところは、之によりて人心の一新を實現し、多年の弊風たる惡官吏の跋扈と、惡下吏の横行を絶滅し、自然に良士の活躍を計つたものであらう。果せる哉、木工の注射は、完全に病源を衝き、眞剣な氣風が全藩にみなぎつて、日ならず財政の建て直しを完成した。然も彼は、自らは極度なる儉約に身を持しつゝ、一方藩士にも町人百姓にも、分限相應の娛樂を勧め、文武兩道の外、極力健全なる樂しみを推賞して、人心の快活を失はぬやう努力してゐる。實に彼の如きは、達人中の達人と云はなければなるまい。

(6)

瀧本誠一博士は、日本經濟叢書の第六卷に於て、次の如く木工を批評した。

「宛も同時代、肥後熊本に於ては、夫の有名なる堀平太差衛門が、大いに藩政を釐革したる事ありしが、恩田木工の事績は、全く之に似たる美談にして、經濟史を研究する者の爲めには、好個の資料なるべしと思はる。恩田木工が百姓を遇するの仕方は、寛猛その宜しきに適ひ、最も見るべきもの鮮からざりしが、左の一言の如き頗る民情に適したる一證となるべし。

『家業に鹿略なるものは天下の罪人なり、家業出精して、其餘分あらば、分限相應に楽しみは如何様なりとも苦しからず候間仕る可く候。碁、將棋、双六、謡、俳諧、さては淨瑠璃、三味線の類、慰みならば、博奕なりとも好みたる事をして、樂しむがよい。去りながら、博奕は天下の御法度なれば、商賣にてはならぬ。若し商賣にする者あらば、急度曲事申付候間、此の旨能々申聞かせよ。慰みに致すべし。惣じて人は、分限相應の楽しみなくば、又精を出しても面白からぬもの也。』

かくの如き注意を加へて、財政經濟の革新を圖りたる事なれば、事業は着々と奏功して、着手後、日ならず眞田家の財政は勿論のこと、一般百姓まで、皆、その業務に精勵して、上下大いに富めるに至れりと云ふ。』

(7)

以上のやうな木工の成功の裏には、彼に並々ならぬ用意のあつたことを見遁してはならない。

- 一、この大任を受くるに當りては、先づ藩主をして其親族たる諸侯の列坐を乞はしめたこと、
- 二、藩主並に親族列座の席にて、藩内諸役人一同に、木工の申す事に、決して違背せずと誓はしめたこと。
- 三、自己の大なる決心を示すために、不忠の行ひあらば、如何なる處罰も之を受くる旨誓紙を

入れたること。

四、大役を受けて歸宅するや、先づ信の一字を教へたこと。即ち妻子、親族、家來を集め、妻は離縁、子は勘當、親族とは義理、家來は解雇の積りなりと云ふ。一同、驚いてその譯を聞けば、拙者之より一切嘘を言はぬと言ふ。だから嘘を云ひ慣れたるものとは同居も出来ねば、交際も出来ぬと云ふ。一同之に感じ、以後決して嘘を言はぬと誓約する。

五、その噂は、次ぎから次ぎへと、自然一般に廣がらすにはおかない。世間が恩田木工は決して嘘を言はぬさうだと知つた頃、彼は多くの人を呼び集めて、その嘘を言はぬことを引き當てに、種々の約束をしたのである。その結果、貨幣無くして物資が流通し、催促せずして租税が納り、強制を用ゐずして人心が一致した。

六、改革の蔭には種々の非難がある。それを防ぐ爲めには、彼等の立場を十分に理解し、同情して事に當つたこと。即ち藩士には全額給與を斷行し、百姓町人には封建流の強壓的態度をとらず、命令の代りに相談を以てし、威儀を失はずして目的を果した。

七、又、奸物や悪人の最たるものを逆に利用し、領民をして過去の罪を悉く曝露させ乍ら、君侯に乞ふて自己の相役を命ぜしめ、彼等の不正を防ぎつゝ、その手腕を活用した。

八、君公左右の經費を従前の儘とし、奥向きの不平をなからしめたこと。

九、疾風迅雷的に貸借關係を裁斷し、掠奪に等しかつた租税の前納、及び御用金を長期無利息の藩債にふり替へ、人民に安心を與へたこと。

一〇、自己と町人百姓の間に、何物も置かず、讒口の入る餘地なからしめたこと。

一一、自己は極度の儉約をするが、之を人に強ひず、下人等には却つて慈悲に、時々は儉約を緩め、その心を收攬したこと。

一二、神佛を尊敬せしめ、それを藩主にも勤めて敬虔の手本を人民に示したこと。

一三、形式傳説に囚はず、清濁併せ呑み、寛大を旨として、奸智に長けたる者と雖も、功を爲したる時は之に賞金を與へ、一層の奮發を期せしめたこと。

かくして彼は、浴衣掛けの氣安さで、樂々と藩財政の建て替へといふ如き大事業を完成してゐるのであるが、かゝる大改革にも拘らず、非難者、妨害者の殆んどなかつたといふことは、それだけ彼の用意の深さと、人物の奥行を示すものであり、彼こそは、正に、古今の達人なりと斷じ得る所以である。

(8)

なほ、この「日暮硯」を読む人は、恩田木工のなしたる動作に、些かも、古本の臭みや、人眞似のないことに氣付くであらう。眞似はいくら上手でも遂に眞似であつて、どこかに無理があり、生

硬をだゞよはすものであるが、木工の場合は、枯れて居る。全く彼れ一流の財政策で、その點、新案であつた。土台が出来て居れば、こんなにも易々と難問題が解決するものかと、只々疑ふばかりである。

(此項土屋元作氏の記述に負ふ所多し)

日 幕 硯 (終)

昭和十年七月一日印刷
昭和十年七月五日發行

松江市外乃木村宇賀三六寺小屋

業 行 會

松江市芋町三二番地

印刷人 渡 部 民 也

松江市芋町三二番地

印刷所 渡 部 印刷所

電話千五十一番

